



石川県公安委員会告示第 148 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第20条第4項の規定に基づく検定の結果、次の遊技機の型式が技術上の規格に適合
すると認める。

令和7年12月10日

石川県公安委員会



・申請者の氏名又は名称 ・住所 ・代表者の氏名	・遊技機の種類 ・製造業者 ・型式名 ・検定番号 ・有効期間
・株式会社ジェイビー ・東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 ・毒島 壮	・ぱちんこ遊技機 ・株式会社ジェイビー ・eフィーバーダンベル何キロ持てる? 2F ・5P1254 ・令和7年12月10日から3年間
・株式会社メーシー ・東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟 ・湯澤 哲	・ぱちんこ遊技機 ・株式会社メーシー ・Pえとたま2SE ・4P1727 ・令和7年12月10日から3年間
・株式会社ディ・ライト ・東京都港区港南二丁目16番1号 ・市原 高明	・ぱちんこ遊技機 ・株式会社ディ・ライト ・P攻殻機動隊SAC_2045LTD-VS ・410950 ・令和7年12月10日から3年間
・株式会社ディ・ライト ・東京都港区港南二丁目16番1号 ・市原 高明	・回胴式遊技機 ・株式会社ディ・ライト ・L虚構推理ST ・5S1217 ・令和7年12月10日から3年間